

# 2018年度分の利益相反自己申告から企業等の 資金を原資として支給される給与等が対象となりました



## 【個人的な利益の報告】

本学の役員及び職員は、毎年5月中に、前年度の1年間(前年度4月1日から3月31日まで)に、企業等から受けた特定の金銭的利益について、所属長を経由して学長に対して報告しなければなりません。なお、この報告義務の対象には、職員等本人のみならず、その配偶者及び生計を一にする2親等内の親族が特定の金銭的利益を受けた場合も含まれます。特定の金銭的利益とは、以下の(1)及び(2)の二つの条件にともに該当するものをいいます。

### (1) 企業等

- ア 筑波大学の研究成果の移転を受けている企業等  
(当該年度を含めて過去10年間に移転を受けた企業等)
- イ 筑波大学と共同研究、受託研究、学術指導、寄附金などにおいて契約関係がある企業等  
(当該年度を含めて過去3年間にこれらの関係があった企業等)
- ウ 筑波大学から出資又は人的及び技術的援助を受けている企業等  
(出資については株式等保有も含む。当該年度を含めて過去10年間にこれらの関係があった企業等)
- エ 筑波大学に対して、物品又はサービスを提供している企業等  
(当該年度を含めて過去3年間に提供した企業等)

### (2) 産学官連携活動に係る個人的な利益

- ア 上記(1)の企業等から得た兼業に係る報酬、研究成果の実施料若しくは売却による収入又は企業等から若しくは企業等の資金を原資として法人から給与の全部若しくは一部が支払われるとき当該給与の全部若しくは一部の合計が年額100万円<sup>\*</sup>以上(本学職務発明規程に基づき配分される実施補償金を除く。) ※一社当たりでなく数社の合計をいう。
- イ 上記(1)の企業等の株式等(株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあっては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。なお、当該年度前に取得した株式等も対象となる。)を保有

- 近年外部資金職員やクロスアポイントメント制度利用者など、給与は本学から支出されている者であっても、原資が企業等である事例が増加しています。所属機関を経由して給与が支払われる場合でもその原資が企業等であれば利益相反の申告対象とすることが国際的な基準となっており、このような新たな雇用形態に対応できるよう、国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条(個人的な利益の報告)を改正し(上記下線部)、2018年11月1日に施行されました。

**【該当者】** 相手先企業が筑波大学と共同研究や物品購入等の関係のある場合であって、当該企業と個人との関係が次の場合には申告してください(合計100万円以上)。

1. 給与は筑波大学から支払われるが、原資の全部又は一部が当該企業等のものである場合  
(クロスアポイントメント制度により企業等から直接給与の全部又は一部を受け取る場合を含む。)
  2. 配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が当該企業等から給与を受けている場合
- 利益相反マネジメントは、本学の教育・研究活動に対する社会からの信頼を確保し、教職員の名誉を守るために存在するものです。
  - 定期的自己申告は電子化されています。該当ページには、統一認証システムを使用して入ることができます。

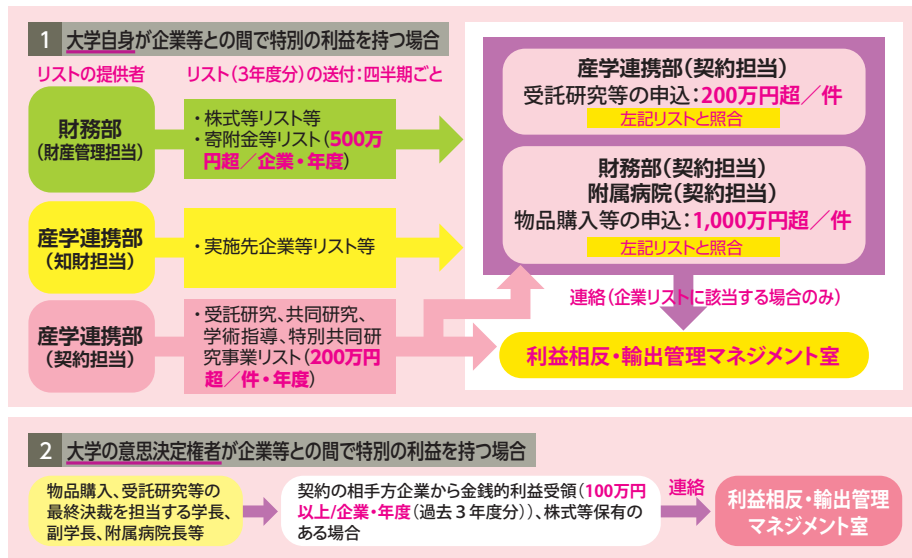
## 【組織としての利益相反の連絡】

平成28年度から本学の利益相反規則が改正され、組織としての利益相反についてもマネジメントが行われることとなりました。大学自身が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合や、大学の意思決定権者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合で、大学が一定金額を超える額の物品購入・役務提供の契約又は受託研究・共同研究・学術指導・特別共同研究事業の契約を締結しようとする場合には、担当部署や該当役職員から、随時利益相反アドバイザーに連絡をいただくことが利益相反規則に規定されています。

組織としての利益相反の状況には、次の二つの態様があります。

- (1) 大学自身が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合
- (2) 大学の意思決定権者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合

### 筑波大学における組織としての利益相反システムの概要



## 【研究計画の利益相反に関する審査】

ヒトを対象とする研究や厚生労働省の科学研究費補助金を申請する際の研究計画などの個別研究計画に関しては、それぞれ所属する部局の利益相反委員会又は研究倫理審査委員会が利益相反の審査を行うこととなっています。なお、臨床研究法(平成29年法律第16号)に基づく臨床研究の場合は法令等に基づいた利益相反管理が必要です。

## 【利益相反アドバイザーへご相談ください】

日頃の研究活動等において利益相反問題が生じたり、あるいはそれに類似した問題のあるときは、いつでも利益相反アドバイザーにご相談ください。利益相反問題がどうか迷った場合でも、本学の規則・規程や倫理に関するものであればどんな問題でも構いませんので、どうぞ遠慮なくご相談ください。回答はできる限り丁寧に、また、通常は相談日を含め一両日中にお送りしています。ご相談はメールでお願いします。

- ▶ 事務担当: [coisec@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:coisec@ilc.tsukuba.ac.jp)
- ▶ 利益相反アドバイザー: [yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp) (新谷)

※原則としてE-mailでご相談ください。匿名や仮名ではなく、なるべく詳細で具体的な情報の提供をお願いします。契約書等関係書類をあわせてご送付ください。なお、臨床研究等に係る利益相反マネジメントについては、各系等の担当者へお問い合わせください。

### ◎共同研究成果等に係る広告における筑波大学の名称使用に注意してください

健康食品や(承認前の)医薬品・医療機器に関連した広告における筑波大学の名称使用の案件が増加しています。効果を期待させるような表示は法令等により制限がありますので、本学名称使用に関しては利益相反アドバイザーに相談をしてください。(参考関係法令等: 景品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法、食品表示基準、健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について(消費者庁)など)

### 【問い合わせ先】

## 利益相反・輸出管理マネジメント室

〒305-8577 つくば市天王台1-1-1 筑波大学 共同研究棟A 409室(事務室)  
E-mail: [coisec@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:coisec@ilc.tsukuba.ac.jp)  
TEL: 029-853-2877 FAX: 029-853-5816 URL <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>

